

入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について

入院期間（今回の入院以前3ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関に入院していた期間を含む）が180日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、入院基本料の15%を180日超に係る保険外併用療養費として自己負担していただきます。



医療法人慈恵会 西田病院

R7年4月